

# 農地事務処理要領

## 1 趣旨

この要領は、法令に定める事務処理のほか農地法等の適正なる励行を期すことを目的とし、函館市農業委員会の事務処理について定めるものとする。

## 2 農地パトロール調査および農地利用状況調査

「農地パトロール調査」および農地法第30条に基づく「農地利用状況調査」については、別記「農地パトロール・農地利用状況調査実施要領」に基づき実施するものとする。

## 3 農業用倉庫等建築に係る相談に対する取扱い

農業委員会・都市建設部のいずれかに相談があった場合は、別記第1号様式「農業用倉庫等建築に関する調書」により、農業委員と事務局職員が現地調査をするとともに申請者から事情聴取をし、申請内容の是非の意見を付し都市建設部に回付するものとし、都市建設部より支障ない旨の確認を得た後に営農証明書の交付申請および転用許可申請書を受理するものとする。

## 4 許可申請書の受理

許可申請書受理の際、その申請者が代理人または事務の代行者によって行われる場合は、必ず、当該申請人から事業計画の内容を聴取し、施設等の必要性および規模の妥当性等を審査するものとする。

## 5 許可申請等に係る現地調査（予備審査）等

- (1) 農地法第3条に基づく許可事務および農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定事務
  - ア 各月において現地調査（予備審査）を行うため会長が指名する

3名の農業委員（以下「現地調査委員」という。）は、「現地調査日」に事務局に参集する。

イ 当該農業委員3名は、事務局が事前に調査した資料に基づき申請地等を確認するほか、必要に応じて事務局職員とともに現地調査を行うものとする。

ウ 事務局は、「現地調査日」前に申請地の状況を確認し、航空図面、現況写真（遠景、近景4方向以上）の資料を用意し、当該農業委員に提示し説明する。

エ 当該農業委員3名による予備審査の結果、農地の権利取得者の農家資格等申請内容に疑義があると判断した場合は、委員の判断を会長へ報告し、その疑義にかかわる内容を事前に整理し、総会資料として提出することとする。

オ 会長の指名を受けた委員が、都合により欠席する場合は、委員自ら代理者を依頼の上、あらかじめ事務局に通知することとする。

#### （2）農地法第4条および第5条に基づく進達事務

ア 現地調査委員は、「現地調査日」に事務局に参集する。

イ 当該農業委員3名は、事務局が事前に調査した資料に基づき申請地等を確認するほか、事務局職員と現地調査を行い、周辺農地の営農条件への支障の有無などを総合的に審査するものとする。

ウ 事務局は、「現地調査日」前に申請地の状況を確認し、航空図面、現況写真（遠景、近景4方向以上）の資料を用意し、当該農業委員に提示し説明する。

エ 現地調査委員による予備審査の結果、農地の権利取得者の農家資格等申請内容に疑義があると判断した場合は、委員の判断を会長へ報告し、その疑義にかかわる内容を事前に整理し、総会資料として提出することとする。

オ 会長の指名を受けた委員が、都合により欠席する場合は、委員自ら代理者を依頼の上、あらかじめ事務局に通知することとする。

#### （3）総会における現地調査（予備審査）結果報告

現地調査委員を代表する委員が行うものとする。

## 6 転用許可後の転用事業の促進および履行状況の確認

- (1) 転用許可後において工事の進捗状況を把握し、事業計画どおり工事を行っていないと認められる場合は、速やかに工事に着手し完了するよう指導するものとする。
- (2) 工事が完了した場合は、別記第2号様式「農地転用履行状況報告書」を提出させるものとする。
- (3) 前号の報告書が提出された場合は、5に規定する現地調査（予備審査）と併せて現地確認を行うものとする。また、その後において必要に応じて使用状況調査を行うこととする。

## 7 農地法違反に結びつくと見受けられる事案の処理

農地法違反に結びつくと見受けられる事案を知り得た場合は、ただちに、当事者に対して指導を行うとともに、許可権者ならびに関係機関と連絡調整を行い、農地法違反とならないよう措置するものとする。

## 8 その他の法令によりその権限に属させた事項の処理

この項で定める処理案件がある場合、5の(2)イの規定を準用し、現地調査を行うものとする。

### 附 則

この要領は平成5年1月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成12年5月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成13年5月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成16年1月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成20年1月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成 26 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は平成 26 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は平成 28 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

## 農業用倉庫等建築に関する調書

申請者住所		函館市 町 丁目					
申請者氏名							
申請請地		函館市 町 丁目					
申請建築物							
申請地の面積及び建築面積		敷地	m <sup>2</sup>	建床	m <sup>2</sup>		
世帯員数及び農業従事者数		世帯員	人	農業従事者	人		
大農機具の保有数・種類		耕耘機	台	トラクター	台	その他	台
耕作地面積		市内	m <sup>2</sup>	遠隔地	m <sup>2</sup>		
現在所有倉庫各面積		棟	m <sup>2</sup>				
既存倉庫等	自己所有	申請事由					
	自己所有後貸付						
	自己所有後売り払い						
	取り壊し						
	貸付・売り払い						
調査年月日		年 月 日					
現地調査状況							
農地区分		農用地 甲種 1種 2種 3種 非農地					
都市計画区分		市街化区域			市街化調整区域		区域外
農業委員会の判断		適当と判断する			不適当と判断する		判断できない
不適当・判断できない理由							
調査員		地区担当委員 委員					
		事務局員					
局長		課長		主査		係員	
都市整備課				意見			
建築指導課 審査係				意見			
農業委員会 理 蘭	當農証明書 申 請	年 月 日			交付	年 月 日	
	転用許可証 申 請	年 月 日			交付	年 月 日	

農地転用履行状況報告書

住 所	
氏名（法人名）	
許可年月日	年 月 日 第 条 許可
転用目的	
工事着工年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日

上記のとおり転用を履行いたしましたので、報告いたします。

年 月 日

氏名

(法人名)

函館市農業委員会会長様